

大口町告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、町道路線を次のように認定する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

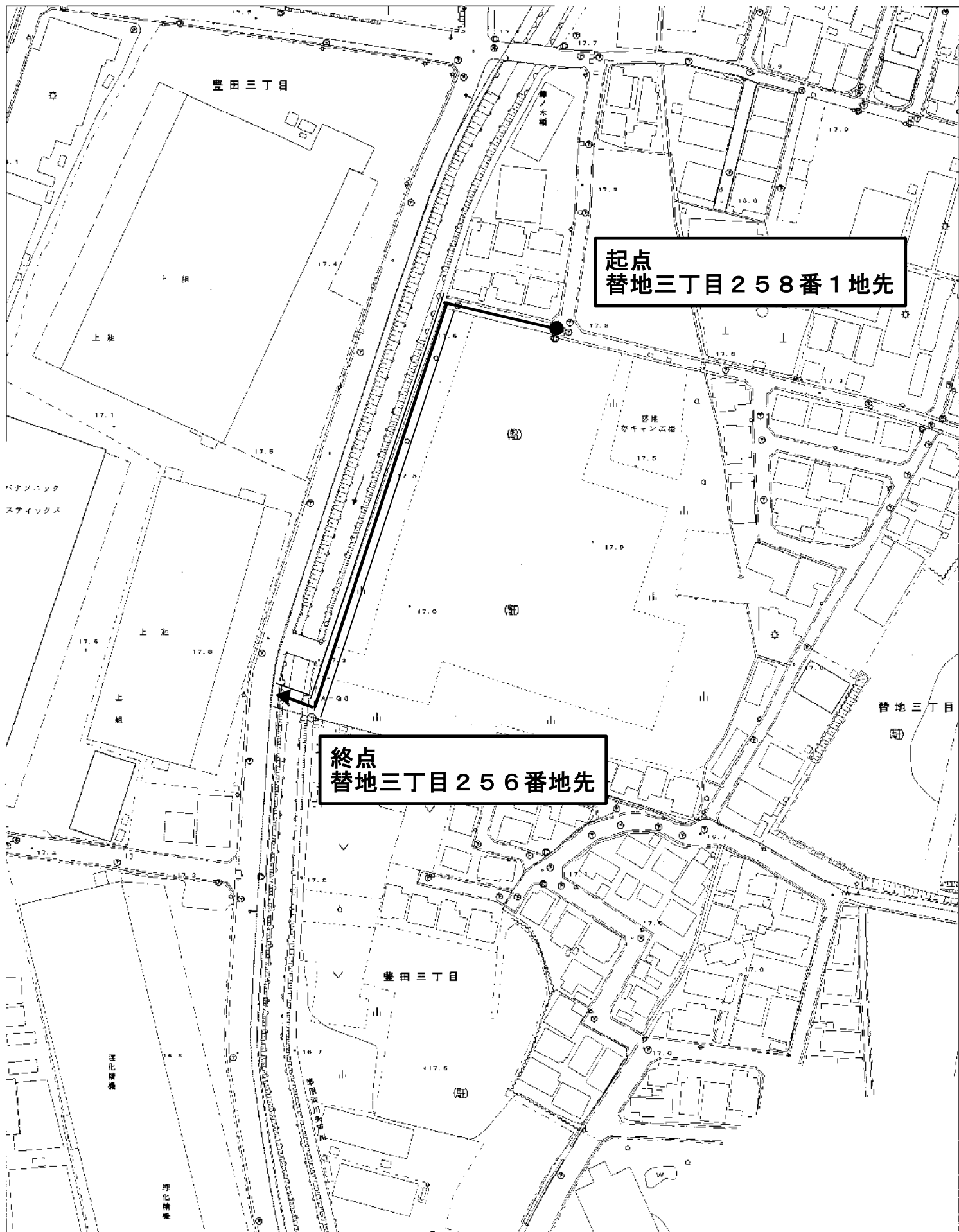
令和4年9月30日

大口町長 鈴木雅博

町道路線の認定

路線番号	路線名	起点	終点
1226	町道秋田 126号線	替地三丁目258番1地先	替地三丁目256番地先

町道路線認定 町道秋田126号線 位置図



起点
替地三丁目258番1地先

終点
替地三丁目256番地先

1:1,500

